



福島医発第104号（地）
令和2年4月7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

感染症法施行令の一部を改正する政令等について
(新型コロナウイルス感染症関連)

標記の件につきまして、厚生労働省健康局長より日本医師会感染症危機管理対策室を通じて、別添のとおり連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症（※）に関して、感染症法施行令の一部を改正する政令等が公布され、令和2年3月27日より施行されました。

本件は、国内及び海外における同感染症の発生状況の変化等を踏まえ、また、生物テロ等の人為的な感染症の発生を防止するため、所要の政令を改正するものであり、主な改正内容は下記のとおりとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下、本文中に同じ。）であるものに限る。

記

<主な改正内容>

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第59号）

○新型コロナウイルスの四種病原体への追加

ベータコロナウイルス属のコロナウイルスについて、保管等の基準の遵守を行う必要性がある感染症法上の「四種病原体等」に追加する。

2. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第60号）

○新型コロナウイルス感染症について、以下の感染症法上の規定を準用する。

- ・生活用水の使用制限（第31条）
- ・建物に係る措置（建物の立入制限等）（第32条）
- ・交通の制限又は遮断（第33条）
- ・実施する措置等に関する情報の公表（第44条の2）
- ・感染を防止するための協力（健康状態の報告、外出自粛等の要請）（第44条の3）
- ・都道府県による経過報告（第44条の5）

(健Ⅱ355F)
令和2年3月31日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

感染症法施行令の一部を改正する政令等について
(新型コロナウイルス感染症関連)

新型コロナウイルス感染症(※)に関して、今般、感染症法施行令の一部を改正する政令等が公布され、令和2年3月27日より施行する旨、厚生労働省より本会あて周知方依頼がありました。

本件は、国内及び海外における同感染症の発生状況の変化等を踏まえ、また、生物テロ等の人為的な感染症の発生を防止するため、所要の政令を改正するものであり、主な改正内容は以下のとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会ならびに関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下、本文書中において同じ。)であるものに限る。

<主な改正内容>

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第59号)

○新型コロナウイルスの四種病原体への追加

ベータコロナウイルス属のコロナウイルスについて、保管等の基準の遵守を行う必要がある感染症法上の「四種病原体等」に追加する。

2. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(令和2年政令第60号)

○新型コロナウイルス感染症について、以下の感染症法上の規定を準用する。

- ・生活用水の使用制限(第31条)
- ・建物に係る措置(建物の立入制限等)(第32条)
- ・交通の制限又は遮断(第33条)
- ・実施する措置等に関する情報の公表(第44条の2)
- ・感染を防止するための協力(健康状態の報告、外出自粛等の要請)(第44条の3)
- ・都道府県による経過報告(第44条の5)

健 発 0 3 2 6 第 5 3 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜 菴 敏 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第59号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第60号）が別添のとおり公布され、令和2年3月27日から施行される。

これらの命令の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第59号）

(1) 四種病原体への追加

ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第23項の四種病原体等に追加する。

(2) 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和２年政令第60号）

(1) 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の準用

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条から第33条まで、第44条の２（第３項を除く。）、第44条の３、第44の５の規定等を準用することとし、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第３条について所要の読替規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条」を「第三十七條まで」に改め、「第四十四条まで」の下に「、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五」を加え、「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第八号、第九号」を削り、「第六十三條の二、第六十四條第一項」を「から第六十四條まで」に改め、同条の表法第三十條の項の次に次のように加える。

法第三十一条第一項		一類感染症、二類感染症又は三類感染症	新型コロナウイルス感染症
第三条の表法第三十四条の項を次のように改める。			
法第三十二条及び第三十三条		一類感染症	新型コロナウイルス感染症
第三条の表法第三十五条第一項の項を次のように改める。			
法第三十五条第一項		一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者が
		一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症の患者
第三条の表法第三十五条第五項の項及び法第三十六条第一項の項を削り、同表法第四十三条第一項及び第四十四条の項の次に次のように加える。			
法第四十四条の二の見出し	新型コロナウイルスエンザ等感染症の発生及び	新型コロナウイルス感染症について	
法第四十四条の二第一項	新型コロナウイルスエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかにその旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症	新型コロナウイルス感染症	
	血清型型及び検査方法	検査方法	
法第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五	新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	
第三条の表法第五十七条第一号から第三号までの項中「第三号」を「第四号」に改め、同表法第五十八条第五号から第七号までの項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第五十九条の項を削り、同表法第六十一条第三項の項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第六十四条第一項の項中「第六章」を「第七章」に改め、同表令第六条の項の次に次のように加える。			
令第八条第一号	一類感染症の建物	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。の建物	
	当該一類感染症	当該新型コロナウイルス感染症	
令第九条第一号	一類感染症	新型コロナウイルス感染症	

第三条の表令第二十五条第一項の項を削り、同表令第二十七条第一項の項を次のように改める。

令第二十七条第一項		並びに	及び
		第九号まで及び第十四号	第九号まで

第四条中「並びに第三十八条第五項」を「第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

附則第二項ただし書中「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第八号、第九号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の項中「並びに第三十八条第五項」を「第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三